

令和4年10月17日
令和4年度第2回評議会

令和5年度保険料率等について (参考資料)



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

第118回全国健康保険協会運営委員会(令和4年9月14日)
理事長発言要旨

○本日、運営委員の皆様より、私が平成29年12月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考える」と申し上げたことについての現状認識に関するご質問をいただいたので、私の認識を申し上げたい。まず、当時平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。

○今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025年には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040年には65歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。

○一方で、現在の平均保険料率10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要であると考えている。

○また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約4兆3,000億円の準備金が本当に十分な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に4,000万人の加入者に一人当たり10万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。

○私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率10%を超えないようにすることができる。65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。

これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。

都道府県単位保険料率の計算方法について

都道府県単位保険料率 = 第1号保険料率 + 第2号保険料率 + 第3号保険料率

調整前保険料率 + 年齢調整率 + 所得調整率

$$\frac{\text{支部療養の給付等} + \text{年齢調整額}^{①} + \text{所得調整額}^{②}}{\text{支部の総報酬月額}}$$

支部の総報酬月額

前期高齢者納付金
 後期高齢者支援金
 退職者給付拠出金
 等

前々年度の精算分
等

① 年齢調整額

支部加入者を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別の加入者数

×

全国の年齢階級別の1人当たりの給付費

支部の年齢階級別の加入者数

×

全国の年齢階級別の1人当たりの給付費

② 所得調整額

全国の給付費の総計

×

支部の総報酬月額

$$\frac{\text{支部の総報酬月額}}{\text{全国の総報酬月額}}$$

全国の1人当たりの給付費

×

支部の加入者数

都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇したため、激変緩和措置を講じてきた。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

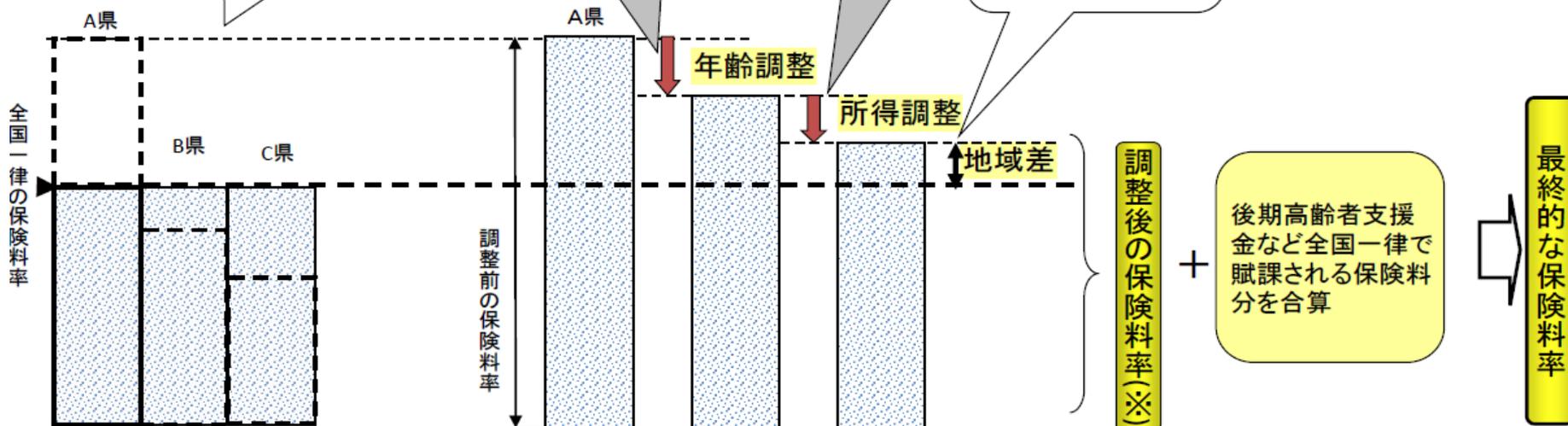
都道府県単位保険料率(平成20年10月から):年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※)災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

令和5年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算(ある支部の例)

取扱注意

令和5年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算(支部) (平均保険料率10.0%の場合)

平均保険料率		10.00%	
現在からの変化分(料率)		0.00%	
	医療給付費分の平均保険料率	+0.02%	平均保険料率の「現在からの変化分(料率)」を2つの要因に分解
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.02%	
ある支部の保険料率 (A) ¹⁾		10.09%	
現在からの変化分(料率)「(A) - [(B) - (C)]」 ²⁾		+0.06%	
	医療給付費分の都道府県単位保険料率	+0.05%	「現在からの変化分(料率)」を3つの要因に分解
	共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.02%	
	前々年度精算分 ³⁾	+0.03%	
現在のある支部の料率 (B)		10.04%	
うち、インセンティブ除いた料率 (B) - (C)	R03精算分 - R02精算分 (精算分は、実績の収支差が赤字ならプラス。黒字ならマイナス。)	10.03%	
うち、インセンティブ分 (C)		+0.01%	

インセンティブ分の影響を除いた現在の料率との差のみ。
例:「(A)10.09%」と「(B) - (C) = 10.03%」との差は+0.06%

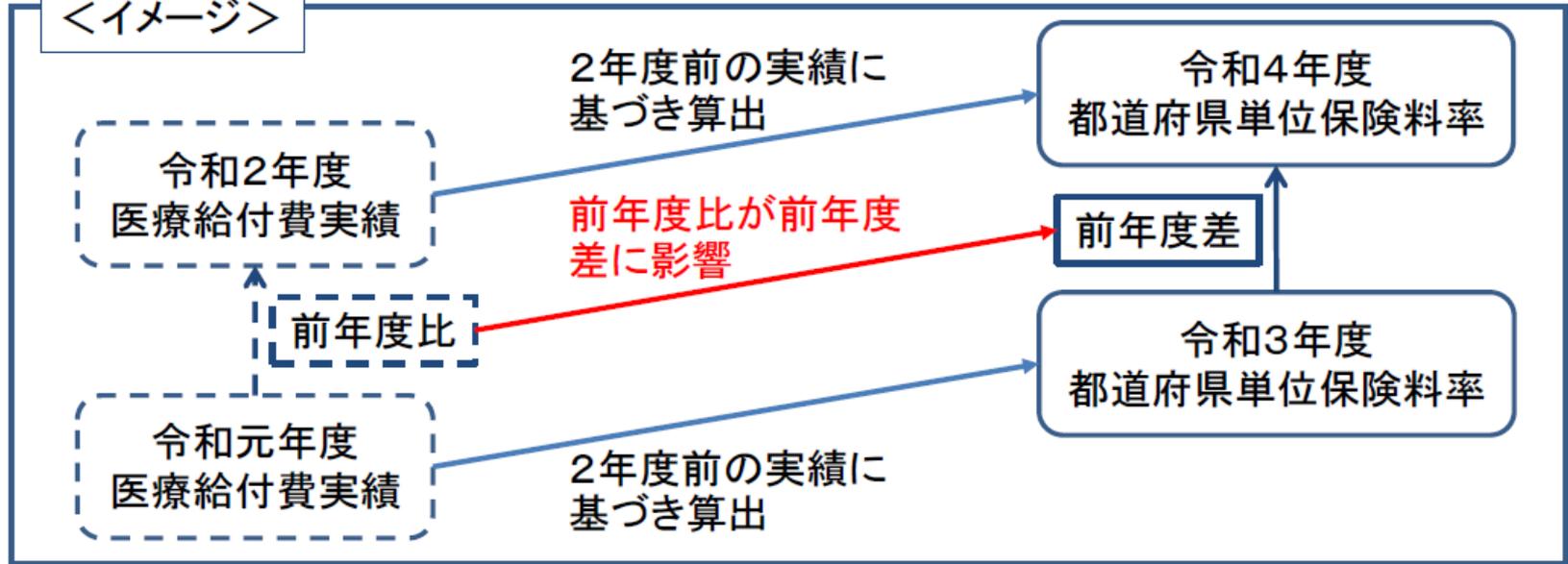
注 数値は、今後の政府の予算セット時の計数等で算出すると異なる結果となる場合がある。また、端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

- インセンティブの反映の仕方にかかる評価方法に関する議論があるため、インセンティブ分は反映させていない。
- インセンティブ分の影響を除いた現在の料率からの変化分
「現在からの変化分(料率)」=「当該支部の保険料率(A)」-「現在の当該支部の料率(B)」-「うち、インセンティブ分(C)」
- 前々年度精算分は、令和3年度精算分の料率換算値そのものではなく、前回との差を取ったもの。たとえば、令和3年度精算分の料率換算値が+0.01%、令和2年度が▲0.02%の場合、+0.03%(=0.01% - ▲0.02%)となる。

なお、令和4年度都道府県単位保険料率からの変化を見ているため、令和5年度都道府県単位保険料率の前々年度精算分(令和3年度)と令和4年度都道府県単位保険料率の前々年度精算分(令和2年度)との差を取っている。

都道府県単位保険料率と医療給付費との関係

<イメージ>



令和4年度都道府県単位保険料率の変化幅の上位・下位5位(%)

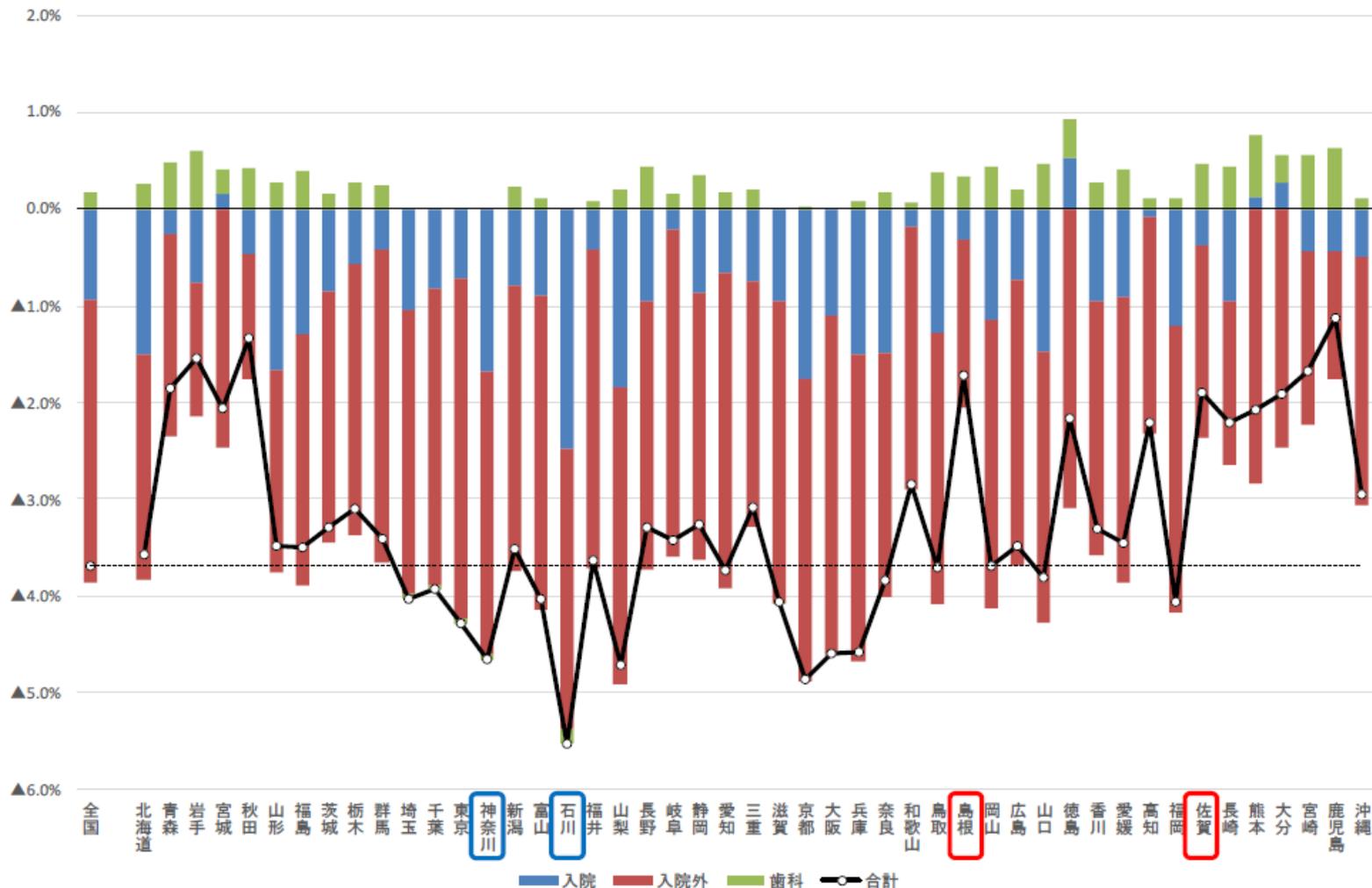
順位	支部名	都道府県単位保険料率
1	島根	10.35 (+ 0.32)
1	佐賀	11.00 (+ 0.32)
2	宮崎	10.14 (+ 0.31)
4	鹿児島	10.65 (+ 0.29)
5	大分	10.52 (+ 0.22)
43	京都	9.95 (▲0.11)
43	兵庫	10.13 (▲0.11)
45	山梨	9.66 (▲0.13)
46	神奈川	9.85 (▲0.14)
47	石川	9.89 (▲0.22)

○医療給付費実績そのものの上昇下落にかかわらず、令和2年度の医療給付費実績の前年度比が、**全国平均と比べて高ければ**(低ければ)、令和4年度の都道府県単位保険料率は、**上昇(下落)する傾向にある。**

○島根支部や佐賀支部は令和2年度医療給付費実績の前年度比が全国平均と比べて高く、石川支部や神奈川支部は令和2年度医療給付費実績の前年度比が全国平均と比べて低い。

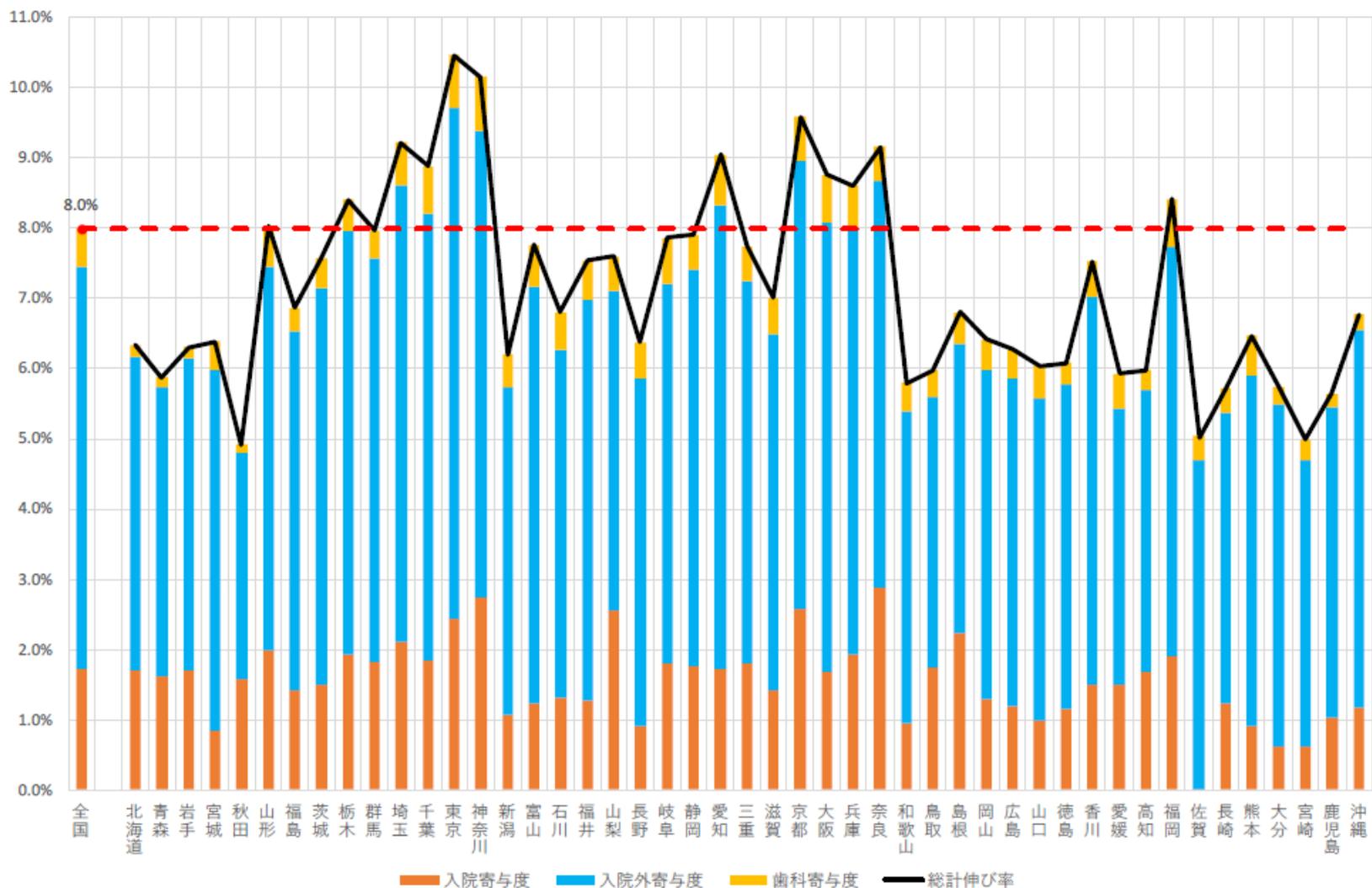
(参考1) 診療種別1人当たり医療費の対前年度比の寄与度(令和2年度)

島根支部及び佐賀支部の対前年度比は全国平均よりも高く、石川支部及び神奈川支部の対前年度比は全国平均よりも低い。



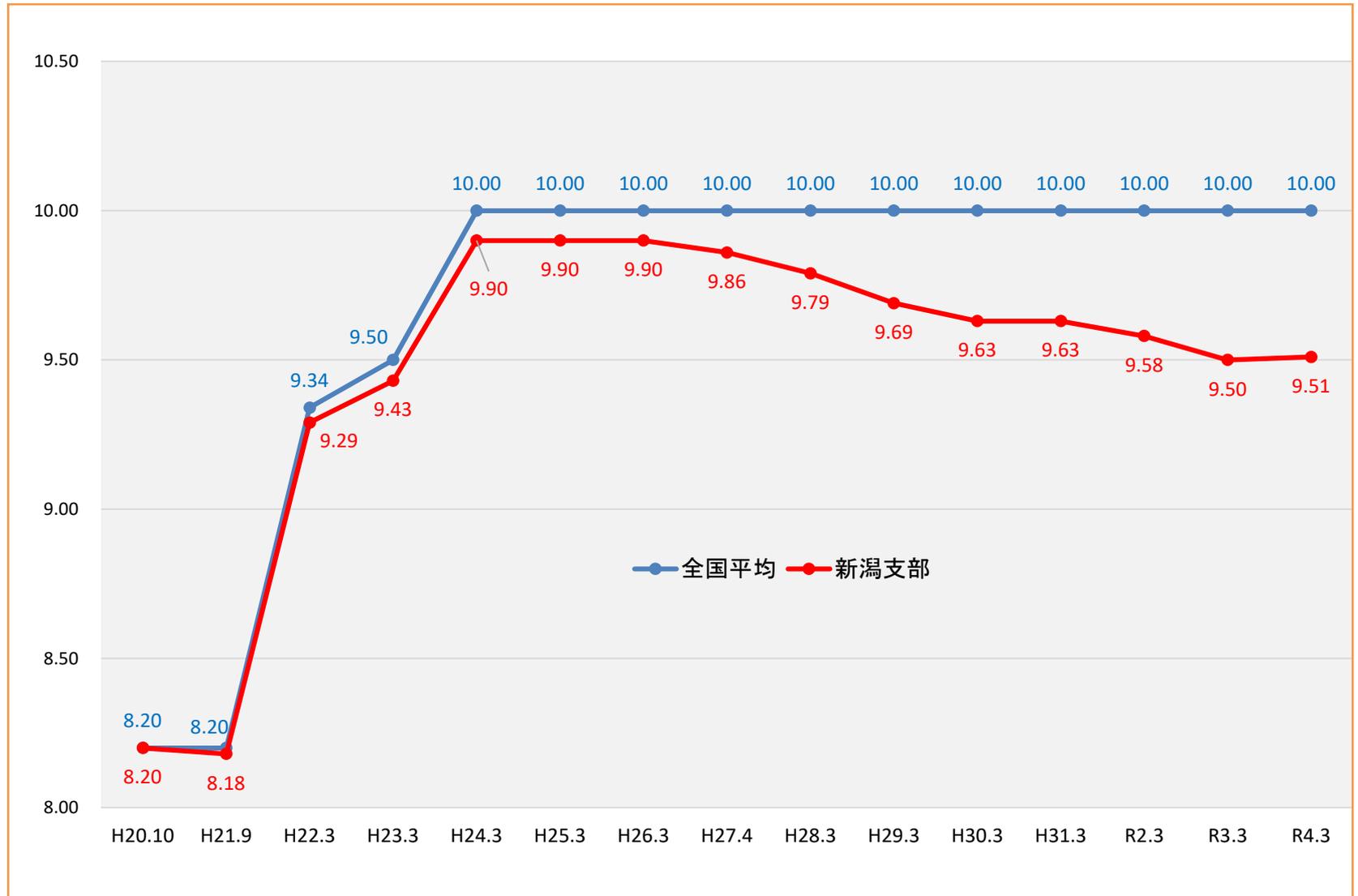
注1. 年度は、3月～2月診療分として集計している。
 注2. 調剤にかかる医療費については、処方元である入院外・歯科に含めている。

(参考2) 診療種別1人当たり医療費の対前年度比の寄与度(令和3年度)



注1. 年度は、4月～3月診療分として集計している。
 注2. 調剤にかかる医療費については、処方元である入院外・歯科に含めている。

全国と新潟支部の保険料率の推移



令和4年度保険料率に関する評議会での意見（新潟支部） （令和3年10月21日開催 新潟支部評議会）

【評議会の意見】

・令和4年度保険料率は、中長期的にみて現状維持が妥当である。

【評議員の個別意見】

【学識経験者】(平均保険料率について)

・医療現場の視点で見ると、患者が減っているにもかかわらず、医療給付費が増加しているのは、診療報酬改定と重症患者が増えたことが考えられる。今後も医療給付費の推移は読めないため、保険料率については現状維持が良いと考える。

【事業主代表】(平均保険料率について)

・例年と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり今後の見通しが不透明なため、これまで通りの保険料率を維持することしかできないと考える。しかし、準備金が積み上がっている状況のため、保険料率を下げた方が良いという意見も理解できる。中長期的に見ていく必要があるのは分かるが、これまでの状況を踏まえて試算方法を考える必要があると考える。

【被保険者代表】(平均保険料率について)

・標準報酬月額は昨年度から減少傾向にあるため、中長期的に考えていくという点については妥当である。しかし、今後の財政見通しは少し厳しめに見ていく必要もあると考える。

※保険料率の変更時期については特に意見なし。